

一般社団法人
高崎地域勤労者スポーツ協会 定款

令和6年3月14日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人高崎地域勤労者スポーツ協会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、各種スポーツ等の大会に関する事業等を行い、高崎市に在住、在勤、或いは在学している者とその家族の健康増進や相互の交流、親睦を深めることにより、もって地域の連帯を図り、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 各種スポーツ大会に関する事業
2. 囲碁・将棋等の大会に関する事業
3. 各種講座・教室に関する事業
4. 勤労者施設の管理運営
5. その他前条の目的を達成するため必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

(機 関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会、監事、

事務局、事業運営委員及びスポーツ競技代表者会議を置く。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第7条 当法人に次の会員を置く。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同して入社した個人。団体および法人は入社することができないものとする。
 - 2 賛助会員 当法人の目的を賛助するため入会した個人、団体および法人。
- ② 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 社)

第8条 当法人の成立後、正会員又は賛助会員となるには、当法人所定の入社申込書により入社申込書により入社の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- 2 死亡
- 3 総社員の同意

4 除名

- ② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第13条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、理事長及び理事長が指名した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第18条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第19条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第20条 当法人の監事の員数は、1名とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第21条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(役員)

第22条 当法人に理事長を1名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 当法人に、副理事長2名（理事を充てる）、事務局長1名、事務局次長1名、幹事及び顧問を若干名置くことができ、理事長が指名する。
- ③ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- ⑤ 当法人の会計監査については、監事を充てる。

(理事及び監事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

- ②支給する費用については、理事会の決議により基準を定める。

第5章 理事会

(招 集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第29条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第30条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第31条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 事務局、事業運営委員及びスポーツ競技代表者会議

(事務局)

第32条 当法人に事務局を置き、法人業務の処理にあたる専任ないし非専任の事務局長及び書記を置くことができる。

② 事務局の運営、事務局及び書記の任免、待遇、服務については理事長が理事会の決議により、別に定める。

(事業運営委員)

第33条 当法人の主催する事業の運営を円滑に行うため、事業運営委員を置く。

②事業運営委員は、各種スポーツ等の競技ごとに若干名を理事長が選出し、役員を補佐し事業運営にあたる。

③事業運営委員に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

(スポーツ競技等代表者会議)

第34条 当法人の主催する各種スポーツ等の大会に関する事業の調整を図るため、スポーツ競技代表者会議（以下代表者会議という。）を置く。

②代表者会議は、理事長が招集する。

③代表者会議に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第36条 理事長は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第37条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第38条 当法人は、剰余金の配分を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

第41条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第42条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

[Redacted]

浅田明彦

[Redacted]

伊能耕司

[Redacted]

水野治雄

(設立時の役員)

第43条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 浅田明彦

設立時理事 伊能耕司

設立時理事 水野治雄

設立時監事 小坂橋保徳

(設立時の代表理事)

第44条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

[Redacted]

設立時代表理事 浅田明彦

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人高崎地域勤労者スポーツ協会を設立のため、設立時社員浅田明彦外2名の定款作成代理人である司法書士法人もてき・新井合同事務所（社員 茂木光男）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 年 月 日

設立時社員

[Redacted]

浅田明彦

設立時社員

[Redacted]

[Redacted]

伊能耕司

設立時社員

[Redacted]

水野治雄

上記設立時社員3名の定款作成代理人

群馬県高崎市下之城町186番地1

司法書士法人もてき・新井合同事務所

社員 茂木光男